

求人者・求職者の皆様へ

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務手数料	・ 1000 円 ・ 負担者は、求人者になります。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬… (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就業後 1 年間に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の 20% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20% 手数料負担は求職者とします。
求人の充足に向けた求職者に対する専門的な相談・助言サービス (職業紹介の不可サービス)	成功報酬 当該求職者の 1 就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20% 手数料負担は求職者とします